

藤田幽谷が本居宣長から学んだ一事例

「校正局諸学士に与ふるの書」と『国号考』との関連

吉田 俊純

What did Fujita Yuukoku Learn from Motoori Norinaga.

Toshizumi YOSHIDA

Abstract

What did Fujita Yuukoku learn from Motoori Norinaga? This question was difficult to solve. Because Yuukoku denied to learn from Norinaga. But I argued this question in my recent published book "Kanseiiki Mitogaku no Kenkyū" (The Study of Mito School in Kansei era), that Yuukoku developed his thought under the influence of Norinaga's "Kojikiden". Then I pointed out that Yuukoku refered to Norinaga's "Kokugoutoku" for his paper "kousei-kyoku Shogakushi ni Atauru no Sho". Thus, I argue this question in this paper.

キーワード 藤田幽谷 本居宣長 日本 国号

一 水戸学と国学との関連の問題点

水戸学は寛政期から内憂外患の危機を鋭敏に感じ取って、思想形成を開始した。欧米列強と対抗できる国家を建設するための、新たな国家論を構築するためである。水戸学はそのために採長補

短の方針の下、当時、日本に存在した学問・思想を総動員した。儒者であった彼らが儒教の諸学派に学んだのはもちろんのことであるが、そこに留まることなく、世界を知るためには蘭学の成果を採り入れたし、神道に関しては国学から多大の影響を受けた。しかし、水戸学は儒教を全面的に否定する国学に反発して、表

面的には決して影響されたことを認めようとはしなかった。少なくとも藤田幽谷・会沢正志斎の段階までは、そうであった。¹⁾たとえば、幽谷は本居宣長の『古事記伝』を読んでいたが、次のように「考証之為メ」には「便利」な書だが、「無識の男」の「風教に有_レ害」書と、非常に低く評価するのである。²⁾

扱古事記伝之儀、先年一ト通繙関候所、故事考証之為メ、和書数多類を以て引用之事杯見合候に便利なる事も有_レ之、書写手へ相懸ケ、少々抄録等いたさせ申候事も有_レ之候。乍_レ去其著者之人無識の男と存候。其議論ハ大に風教に有_レ害候間、容易に人ニ示候儀ハ迷惑に存候程ニ有_レ之候。³⁾

正志斎も同様である。正志斎は弘化四年(一八四七)に、師幽谷の学問を継承した自己の学問を総合的に論述した『下学邇言』を著した。また、嘉永三年(一八五〇)には幽谷の学説を簡条書にした「及門遺範」を著した。両書において正志斎は、彼らが影響を受けた学派・学者を採長補短の見地から批評しているが、それは儒教にとどまる。³⁾ほかの学問、とくに本稿で問題とする国学には一言も触れられていない。それどころか、「及門遺範」において幽谷の神道論は儒教的な神天合一思想であり、それは「近時、皇国学と称する者の、荒唐不經の論は、すなはち取らざる所なり⁴⁾」と明言されているのである。

水戸学と国学の関連は古くから指摘されてきた。しかし、右の幽谷・正志斎の否定的な姿勢のために、それは具体的ではなかった。たとえば、津田左右吉は『文学に現はれたる国民思想の研究』において、水戸学を「国学とその影響」の章で取り上げた。ここで津田は水戸学と国学の同異を多々指摘しているが、影響となる点と、「そこに国学の影響があるやうに見えるのである」というような推論でしかなかった。³⁾

尾藤正英の「水戸学の特質」は、今日の水戸学論を方向づけたと評価される。尾藤は一般に徂徠学を重視したと理解されている。しかし、尾藤は「水戸学の成立とは、右の徂徠学ならびに国学の影響を無視して考えることができない」と、国学も重要な要素として指摘していた。だが、その解説は国学には触れられずに、徂徠学との関連のみに留まったのであった。⁶⁾

最近では渡辺浩が『日本政治思想史』において、『新論』の序文冒頭の一節を取り上げて、次のように評価している。⁷⁾

東方であることを、太陽・天皇と連関させることによって、一気に日本を「万国」の「元首」としたのである。本居宣長から学んだいわゆる後期水戸学の成立であった。

細かな議論はここでは避けるが、「日本を「万国」の「元首」とした」ことが、なぜ「本居宣長から学んだ」といえるのかが、なんら具体的な説明なしに断言されているのである。

右のような研究状況のなかで、私は昨年『寛政期水戸学の研究』を著し、水戸学と国学の関連に関して、大きく二点論じた。

第一は、寛政九年(一七九七)に幽谷が著した「校正局諸学士に与ふるの書」において書名更改を主張した第三の理由である、書名に日本とつけるべきでないとの議論は、宣長の『古事記伝』の「書記の論ひ」に学んだと指摘した。⁸⁾なぜそういえるかといえば、第一に論旨が同じだからである。すなわち、易姓革命のある中国では史書に国号を冠して識別するが、天照の子孫である天皇が永久に君臨する日本では、その必要はない。それにもかかわらず、書名に日本とつけるのは、外国と識別するためかとの論旨である。とくに外国と識別するためかとの議論は、見落とせない。「校正局諸学士に与ふるの書」では、次のように記されている。⁹⁾

夫れ四海の内、天皇の照臨したまふ所は、日域にあらざるは

なし。書を修し史を作りて、命ずるに「日本」を以てするは、豈に異邦人に対してこれを称するか、何ぞそれ拘々たるや。

幽谷は、『大日本史』の書名は「異邦人に対してこれを称するか」と指摘した。『大日本史』は「異邦人」を対象にして書かれているのかと、問題提起したのである。この指摘は『大日本史』が漢文で書かれている事実を忘れている。なぜ漢文で書かれたのか。当時、学問といえばなによりも漢学であり、中国語が学問の中心として、東アジア世界の共通語だったからである。『大日本史』は外国人にも読まれるように編纂されていたのである。この点を想起するならば、右の幽谷の議論は成り立たない、言うべからざる議論といわざるをえないのである。それにもかかわらず、幽谷が右のように記した理由は、それだけ強く宣長に影響されたからであり、「書記の論ひ」の次の文に共感したからに違いない。¹⁰⁾

皇国は、天地の共遠長く天津日嗣統坐て、かはらせ賜ふことし無ければ、其と分て云べきにあらず、かゝることに国名をあぐるは、並ぶところある時のわざなるに、是は何に對ひたる名ぞや、たゞ漢国に對へられたりと見えて、彼に辺つらへる題号なりかし、

そのうえ、書名に日本を冠する本は、当時も珍しくなかったし、ほかにこの種の議論は聞かないから、書名に日本とつけるべきでないとの議論は宣長から始まるのであろう。「校正局諸学士に与ふるの書」は、尊王絶対化を推し進めた書である。そのためには、排外主義的な尊王論である宣長の思想が、大きく作用していたのである。

第二に、水戸学は享和三年（一八〇三）に『大日本史』巻頭の神武紀首に、天照以来五代の皇祖神の世系を書き加えた。そこには天壤無窮の神勅も書かれた。水戸学の神道の導入である。享和

三年は立原翠軒が失脚して、幽谷が『大日本史』編纂事業の中心になったときである。すでに宣長に強く影響されていた幽谷が、「神代ハ怪異之事計ニ候間、神武ノ口へも難レ載候間、別ニ天神本紀ニ地神本紀を立、七代五代ノ事を可レ書」との徳川光圀の『大日本史』編纂の基本方針の一つを曲げて、神道導入を断行したのである。

水戸学は前期以来、閻斎学の影響を受けていたが、神道論としては神器論までであつて、天壤無窮の神勅は取り上げなかった。また、『大日本史』に神代を記述することもなかった。閻斎学の影響は限定的だったのである。なぜであろうか。たしかに幽谷も、閻斎学派の栗山潜峰の『保建大記』に大きく影響されて学問を始めた。しかし、正志斎は幽谷の閻斎批判として、次のように伝えている。¹¹⁾

山崎氏、節義に磨励し風教に益あり。然るに狭隘僻説多し。水戸学は歴史学を基盤にしている。当時、その水準はほかのどこよりも高かった。幽谷たち水戸学者は、「狭隘僻説」の多い閻斎の神道論を承認できなかった、と認められる。

その点、宣長の業績は実証的であつた。『古事記伝』は今日でも学術的水準の高い書と、評価されるほどである。したがって、幽谷たち水戸学者は、宣長の学説、神道論を支持できたのである。それは一人、幽谷のみでなく、彰考館全体の共通認識であつた。彰考館の水戸学者たちが当時、宣長の『古事記伝』を高く評価していたことは、次の事実が十分に物語ってくれる。

享和三年（一八〇三）当時、水戸の彰考館には『古事記伝』「神代卷」が備わっていた。しかし、そのあとの分はなかった。この年六月、江戸彰考館は未刊のそのあとの分、二〇巻ほどを借りた。そして大変に貴重視して、江戸と水戸の彰考館の余力を総動員し

て、一月までかけて書写したのである。

享和三年（一八〇三）に幽谷が『大日本史』編纂事業の中心になったとき、水戸学は神道を導入した。このことが可能であった理由は、一人幽谷のみでなく、水戸学者の多くが宣長をすでに評価していたからといえる。そして、このとき水戸学は皇祖神天照を絶対化して、日本を万国の上国とする宣長の論旨を採用したのである。¹³⁾

右のように私は『寛政期水戸学の研究』において、水戸学が国学から受けた影響を二点、明らかにした。これだけでも誠に水戸学に与えた宣長の影響は大きかったといわなければならぬ。ところで、宣長の著作は数多くあり、幽谷たち水戸学者が参考にしたのは、『古事記伝』のみに限定する必要はない。この点、私は右拙著で、「校正局諸学士に与ふるの書」の国号を論じた部分は、宣長の『国号考』を参照しているのではないかと指摘しておいた。¹⁴⁾ この点に関して、以下、本稿において確認しようと思う。

二 「校正局諸学士に与ふるの書」の国号論

寛政九年（一七九七）八月、『大日本史』校正作業の促進のために、先に江戸に到着していた幽谷は、盟友の高橋坦室らと立原翠軒の到着を待っていた。志表を廃止して紀伝のみで『大日本史』の完成とする翠軒の方針に対して、志表を編纂させるべく決着をつけるためであった。しかし、八月二二日に江戸に着いた翠軒は、多忙のために取りあってくれなかった。

そのため幽谷は八月二九日に水戸の同僚に、「校正局諸学士に与ふるの書」を送った。この書で幽谷は書名更改を提起する一方、志表の編纂は光圀の意志であると主張した。さらに幽谷は一〇月

二二日にこれを合理化した書、『修史始末』を執筆して翠軒に提出した。しかし、一月八日に幽谷は、藩主徳川治保の政治姿勢を激しく批判した「丁巳封事」を上呈したために、役祿召放に処された。かくして幽谷たちは勢力を失い、その主張もこのときは顧慮されることもなかった。

「校正局諸学士に与ふるの書」は、天皇大権の問題を取り上げて論じていたので、大きな反響を呼んだ。もちろん、水戸学を代表する論文の一つに数えられる。しかし、その内実は幽谷自身が『修史始末』に、「一正（幽谷の諱）近くかつて書を水戸の同僚に致す。反復論難、頗る弁を好むの名を得」と記したように、きわめて論争的で、矛盾した内容の強弁としかいいようのないものであった。

この点は今回は取り上げないが、書名更改を求めた幽谷は、『大日本史』と名乗るべきでない理由を四点あげた。第一に国号は日本であって、大日本ではないとの指摘である。第二に日本と名のつく書は勅撰の書であって、私撰の書につけるべきではないとの主張である。第三に易姓革命のない日本では、書名に国号を冠する必要はないとの論理である。第四に朝廷に奏上しないのは、朝廷を軽蔑する行為であるとの議論である。いわゆる「四不可」である。¹⁵⁾

このうちの第一の国号を論じたところで、幽谷は多分に宣長の『国号考』を参照している。繁を厭わず、まずその議論を左に掲げよう。¹⁶⁾

夫れ「大日本史」の名は、四の不可あり。蓋し天朝、号を建てて「日本」と曰ふを聞く、未だその「大日本」と曰ふを聞かざるなり。昔者、太祖神武天皇、始めて大和の地に都したまひ（続日本紀に「天平九年十二月丙寅、大倭の国を改めて

大養徳の国となす」「十九年三月辛卯、旧に依り、また大倭の国となす」と。拾芥抄に「天平勝宝中、大倭を改めて大和となす」と。倭名抄に「大和は呼びて於保夜万止と云ふ」と。歴朝、多くこれに因れり。漢史の所謂「大倭王、野馬台国に居る」とは、これなり。故に太祖に「神倭磐余彦」の号あり、懿徳・孝安・孝霊・孝元の四帝、皆その徽号に冠すに、「大倭」の名を以てす。蓋し居地に因りて以て号となすなり。「神倭」「大倭」の「倭」は、旧語これを「耶麻騰」と謂ふ、すなはち「野馬台」にして、仮りに漢字を用ふれば、すなはちこれを「倭」と謂ふ(古事記に、皆「倭」の字を用ひ、絶えて「日本」の字なし)。舍人親王の書紀を修むるに及び、始めて「神倭」「大倭」に換ふるに、「神日本」「大日本」の字を以てす。蓋し天朝すでに「日本」を定号とするを以て、故にこれを追書するなり。後人、たまたま懿徳以下の四帝に「大日本」の号あるを見て、妄りに以為らく「天朝の号を建つる、もとより大日本と曰ふ」と。然れども親王は、神代紀の「大日本」の下において、注して曰く「日本、これを耶麻騰と云ふ。下これに倣へ」と。その大和の三諸山を書して、また「日本の国の三諸山」と云ふ。然ればすなはち所謂「大日本」とは、畿内の大和の地を指して言ふこと、審らかなり。その他、或は畿内の大和を指すにあらざして「大日本」と称するは、西蕃の天朝を尊崇するの辞にして、我が定号にあらざるなり(天智紀に云ふ「百濟、賊の計るところを知り、もろもろの將に語りて曰く、今、聞く、大日本国の救の將云々」と。継体紀の注に曰く「大日本人、蕃女を娶りて生めるを韓子とす」と)。故にその書を命じて「日本紀」と曰ひ、未だ嘗て「大」の字を加へざりしなり。蓋し孝徳の御宇、制度大いに備り、号を

発し令を施し、煥乎として観るべし。その三韓の使臣に告諭して、「日本天皇詔旨」と曰ふ(日本紀、大化元年)。大宝中に令を定むるに逮び、その大事を以て蕃国の使に宣するに、詔書の式は、全く大化の制と同じ(公式令義解)。当時、西蕃を遇するは奴隸のごとくにして、しかも未だ嘗て自からは「大日本」と称せざりしなり。その後、国史を勅撰し、実録を修するは、皆命するに「日本」を以てすれども、未だ嘗て「大」の字を加へざりしなり。夫れ卯金・典午の世、臣子これを称して「大漢」「大晋」と曰へども、班固の「漢書」、王隱の「晋書」、皆「大」の字を加へず。書に命ずるの体は、もとよりよろしきところあるなり。況んや我が公式の令、実録の書は、「日本」と曰ひて「大日本」と曰はざるをや。その「大日本」と曰ふものは、独り浮屠氏の文にこれあるのみ、豈に捫るに足らんや(元亨釈書に云ふ「我は大日本国主金剛大王の子」と。また沙門翕英の著すところに、「大日本伝」あり)。これその不可の一なり。

以上である。次に念のために用語などに軽く注解を加えておこう。

「太祖神武天皇」 水戸学は神武天皇を太祖と称する。なお天照は太祖と称する。

「漢史」 後漢書東夷伝のことである。

「懿徳・孝安・孝霊・孝元」 四帝の名前を『古事記』『日本書紀』の順に掲げる。四代懿徳天皇は、「大倭日子組友」「大日本彦相友」。

六代孝安天皇は、「大倭帯日子国押人」「日本足彦国押人」。七代孝霊天皇は、「大倭根日子国賦斗邇」「大日本根子彦太瓊」。八代孝元天皇は、「大倭根日子国玖琉」「大日本根子彦国牽」。

「徽号」 「水戸学」の頭注では「謚号」と説明されている。しかし、

実在したとは認められていない綏靖から開化までの欠史八代の天皇の名前に關して『日本書紀』巻第四の補注、「尊号と国風諡号」では、「この八代の天皇の名は、応神以後の尊号に比べて著しく莊重であり、国風諡号的な性質を濃厚に帯びている」と指摘して、「この八代の名、及び系譜關係には後世的な造作性が著しいといわなくてはならない」と結論づけている。また、神武天皇の名前に關して巻第三の補注、「神日本磐余彦天皇」では、「神日本磐余彦天皇は国風諡号と見てもよいが、国風で諡と明記されたものは、大宝三年持統天皇に上った大倭根子広野日女尊に始まり、これとは多少ちがう感じもする」と指摘している。要するに実在しない開化までの天皇の名前は、後人によって作られたものであり、国風諡号的であるが、その制度のない時代にあたるので、諡号とはいえないのではないかと論じているのである。

「親王は、神代紀の「大日本」の下において、注して曰く「日本、これを耶麻騰と云ふ。下これに倣へ」と」この文を『水戸学』の頭注は「神代紀上第一段本文」とするが、神代紀上第四段本文の誤記である。

「西蕃」『水戸学』の頭注では書紀を引用して、「朝鮮諸国」としている。この論文ではそう理解してよい書き方であるが、『大日本史』の「諸蕃伝」は、中国を含む交流のあったすべての諸外国を対象としている。

「日本紀」『日本書紀』のことである。

「その三韓の使臣に告諭して、『日本天皇詔旨』と曰ふ（日本紀、大化元年）。大宝中に令を定むるに逮び、その大事を以て蕃国の使に宣するに、詔書の式は、全く大化の制と同じ（公式令義解）」大化元年の三韓への詔旨が公式令と一致していることに關しては『日本書紀』巻第二十五の補注、「明神御宇日本天皇詔旨」に

次のように指摘されている。「外国使臣に対する詔の冒頭句であるが、公式令では、大事を蕃国に宣する時に、この十字を以てすることに於ており、兩者全く同じである。従つて「当時の書き方ではなく、令の知識によつて書きあらわされた公算が強い」と。従うべきである。

「その後、国史を勅撰し、実録を修するは、皆命ずるに「日本」を以てすれども」国史・実録とは六国史のことである。書紀以後の六国史の書名は、『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『日本書紀』である。

「卯金・典午」卯金は漢室の姓「劉」の辺を表して漢を意味する。典は司、午は馬で、晋室司馬氏の意味である。

「浮屠氏」『広辞苑』に「梵語 Buddha 中央アジアでは Futo 覺者と訳す」とある。仏教の僧侶の意味である。

「沙門・耆英の頭すところ」に、「大日本伝あり」耆英に關しては、『水戸学』の頭注に「未詳」とある。『国書総目録』の「著者別索引」にもない。また「大日本伝」の書も『国書総目録』に載っていない。しかし、今日この書は失われているにしても、当時、彰考館に所蔵されていた可能性はある。

三 『国号考』との比較

『国号考』は天明七年（一七八七）秋に出版された。我が国の国号に關して、「大八嶋国」「葦原中国」「夜麻登」「倭の字」「和の字」「日本」「豊また大てふ称辞」の七節に分けて、諸文献に基づき考証した書である。本書の初稿といえるものは、宝曆一三年（一七六三）に成稿された『石上私淑言』第二巻に記された国号の記載が、それにあたることとされる。しかし、この書を宣長は筐底

に秘して、人に示さなかつた。そのために書写されたのは、享和元年（一八〇三）の宣長没後であり、出版は文化一三年（一八一六）であった。³⁰したがって、幽谷との関連を考察するときに、この書を顧慮する必要はない。

『国号考』は全集本で二三頁しかない。宣長の著作としては小著である。しかし、煩雑になるので全文の紹介はせずに、以下、「校正局諸学士に与ふるの書」が参考にしたと思われる部分を、それと対照しながら順次紹介していく、ただし、幽谷の論文名は長いので、以下本稿では「校正局」と省略して記す。

「校正局」は最初に、「蓋し天朝、号を建てて「日本」と曰ふを聞く、未だその「大日本と曰ふを聞かざるなり」とある。これに対応するのは、『国号考』「日本」の節の最初の文「日本とは、もとより比能母登といふ号の有しを書る文字にはあらず、異国へ示さんために、ことさらに建てられたる号なり」³¹である。

「校正局」は続けて、「昔者、太祖神武天皇、始めて大和の地に都したまひ、（注略）歴朝、多くこれに因り、（中略）故に太祖に「神倭磐余彦」の号あり」とある。これに対応するのは、『国号考』「夜麻登」の節の「夜麻登といふは、もと畿内なる大和一国の名なるを、神武天皇此国に大宮しきませりしよりして、後の御代くゝの京も、みな此国内なりける故に、おのづから天の下の大名にもなれるなり、（中略）かくして神武天皇は此国に宮しきましけるによりて、神日本磐余彦尊と大御名を称奉れり」³²である。

右の「校正局」で注略した注記の部分には、「続日本紀に「天平九年十二月丙寅、大倭の国を改めて大養徳の国となす」「十九年三月辛卯、旧に依り、また大倭の国となす」とある。これに対応するのは、『国号考』「和の字」の節の「さて聖武天皇の御代、天平九年十二月丙寅、改大倭国」為「大養徳国」、同十九年辛卯、

改大養徳国」依「旧為大倭国」とあれば」³³である。

「校正局」の注略した注記は続けて、「拾芥抄に「天平勝宝中、大倭を改めて大和となす」とある。これに対応するのは、『国号考』「和の字」の節の「拾芥抄にも、天平勝宝年月日改為大和」とあり」³⁴である。

「校正局」の注略した注記はさらに続けて、「和名抄に「大和は呼びて於保夜万止と云ふ」とある。これに対応するのは、『国号考』「豊また大てふ称辞」の節の「大和と書たるは、かならず意富夜麻登とよむことなり、和名抄に、畿内の大倭も、又その国の城下郡なる大和郷も、ともに於保夜万止とあるをもて知べし」³⁵である。

「校正局」本文は続けて、「懿徳・孝安・孝霊・孝元の四帝、皆その徽号に冠するに、「大倭」の名を以てす」とある。これに対応するのは、『国号考』「豊また大てふ称辞」の節の「大倭といへるも、古事記の景行天皇御段に、熊曾建が詞に、大倭国と見え、また懿徳天皇孝安天皇孝霊天皇孝元天皇などの大御名」³⁶である。次の「校正局」の「蓋し居地に因りて以て号となすなり」の文も、この文章と先の神武天皇の名を説明した文章とが典拠となつているとみなせる。

「校正局」は次に「神倭」「大倭」の「倭」は、旧語これを「耶麻騰」と謂ふ」とある。これに対応するのは、『国号考』「倭の字」の節の「夜麻登といふに、やがて此倭字をあてて書事は、いと古よりのことと見えたり」³⁷である。

「校正局」は続けて、「すなはち「野馬台」にして、仮りに漢字を用ふれば、すなはちこれを「倭」と謂ふ」とある。これに対応するのは論旨は狂うが、『国号考』「倭の字」の節の「さて此倭の字、もろこしより名づけたるは、大名のみにて、畿内のやまとを

ば、皇国人のいへるを聞てかけりとおほしくて、後漢書魏志などに耶馬台、隋書北史などにも耶摩堆といへり³⁸である。「校正局」の前文中で典拠をしめさなかつた「漢史の所謂「大倭王、野馬台に居る」とは、これなり」は、まさに『後漢書』の記載そのままである³⁹。

「校正局」はここに注記して、「古事記に、皆「倭」の字を用ひ、絶えて「日本」の字なし」とある。これに対応するのは、『国号考』「日本」の節の「古事記は、大化の年よりはるかに後に出来つれども、すべての文字も何も、ふるく書伝へたるままにしろされて、夜麻登にもみな倭字のみかきて、日本とか、れたる所はひとつもなきを」である⁴⁰。

次に「校正局」には、「舍人親王の書紀を修むるに及び、始めて「神倭」「大倭」に換ふるに、「神日本」「大日本」の字を以てす。蓋し天朝すでに「日本」を定号とするを以て、故にこれを追書するなり」とある。これに対応するのは、『国号考』「日本」の節の「さて此号を建られたるは、いづれの御代ぞといふに、まづ古事記に此号見えず、又書紀皇極天皇の御卷までに、夜麻登といふに日本とか、れたるは、後に此紀を撰ばれし時に、改められたる物にして、そのかみの文字にはあらざるを、(中略)か、ればこの日本といふ号は、孝徳天皇の御世、大化元年にはじめて建られたるといぢるし」⁴¹である。

続けて「校正局」には、「後人、たまたま懿徳以下の四帝に「大日本」の号あるを見て、妄りに以為らく「天朝の号を建つる、もとより大日本と曰ふ」ととある。これに対応するのは、『国号考』「夜麻登」の節の「神日本磐余彦尊と大御名を称奉れり、然るをかへりて、此大御名より起りて国の名ともなれりといふは、いみしきひがことなり」⁴²である。これは懿徳以下の四帝の「大日本」

ではなく(正確には第二節でみたように、孝安の書紀の名には「大」がついていない)、神武の「神日本」であるが、後人が誤解した元と説く発想を、想起させた文と思われる。後人とは誰か記していないが、むしろ幽谷自身がここから国号は大日本でないと考えたのであろう。

続けて「校正局」には、「然れども親王は、神代紀の「大日本」の下において、注して曰く「日本、これを耶麻騰と云ふ。下これに倭へ」とある。これに対応するのは、『国号考』「日本」の節の「夜麻登といふに、日本といふもじを用ふことは、書紀よりはじまれり、そはいまだ例なき事にて、世人のまどふべき故に、神代巻に、日本云ニ耶麻騰、下皆效レ此、といふ訓注はあるなり」⁴³である。

そして、「校正局」は高らかに宣言する。「然ればすなはち所謂「大日本」とは、畿内の大和の地を指して言ふこと、審らかなり」と。これに対応するのは、『国号考』「豊また大てふ称辞」の節の「但し諸国の名、皆必二字に書べしとの御定なれば、畿内の国名、又その郷名には、必大字を添書て、意富夜麻登と訓ぞ正しかりけり」⁴⁴である。

次に「校正局」は続いて、我が国を「大日本」と称するは、西蕃の天朝を尊崇するの辞」と指摘するが、『国号考』には該当する箇所はない。幽谷は自説を補うために、独自に加えたと考えられる。これまでは「日本」と「大日本」の用語をめぐる解釈が問題であった。そのためには多くの古典が必要であった。ここはそれと違って、『日本書紀』に記載された「西蕃」の「大日本」の使用例の指摘である。当時、幽谷は彰考館編修であった。そして、指摘された二例の史実は『大日本史』「諸蕃伝」に記されている。「天智紀」のは、白村江の戦の直前に、日本の援将廬原君が到着した

ときの記事である。なお『日本書紀』では「大日本国⁴⁵之救将」とあるが、『大日本史』では「日本将軍⁴⁶」とある。「継体紀」のは、任那の使が毛野臣の暴政を朝廷に訴えたときのものである。幽谷が「校正局」に引用したのは、毛野臣に殺された吉備韓子那多利の名前の由来の注記である。なお『大日本史』には、吉備韓子那多利が殺された箇所は記載されていない。⁴⁸

したがって、『大日本史』紀伝の完成のために校正に勤しんでいた幽谷が、『大日本史』を参考にして『日本書紀』にあたり、これら「大日本」の用例を知ることが、それほどむづかしい問題ではなかったであろう。

次に「校正局」は、「日本紀」の書名を指摘してから、「蓋し孝徳の御宇、制度大いに備り、号を発し令を施し、煥乎として観るべし」とある。これに対応するのは、『国号考』「日本」の節の「すべて此孝徳の御世には、年号⁴⁹なども始まり、その外も新に定められる事ども多かれは⁴⁹」である。しかし、大化の改新は宣長を引くまでもなく、当時の学会にあつても常識的な見解であつた。

それに続けて「校正局」には、「その三韓の使臣に告諭して、『日本天皇詔旨と曰ふ（日本紀、大化元年）」とある。これに対応するのは、『国号考』「日本」の節の「大化元年秋七月丁卯朔丙子、高麗百濟新羅並遣使進調云々、巨勢徳大臣詔於高麗使曰、明神御⁵⁰宇日本⁵¹天皇詔旨云々、又詔⁵²於百濟使曰、明神御宇日本天皇詔旨云々と見えたる、これぞ新に日本といふ号を建て、示したまへるはじめなりける⁵⁰」である。

さらに続けて「校正局」には、「大宝中に令を定むるに逮び、その大事を以て蕃国の使に宣するに、詔書の式は、全く大化の制と同じ（公式令義解）」とある。これに対応するのは、『国号考』「日本」の節の「公式令詔書式に、明神御宇大八嶋天皇詔旨とあるをば、

義解に、用⁵³於朝廷大事⁵⁴之辞也といひ、明神御宇日本天皇詔旨とあるをば、以⁵⁵大事⁵⁶宣⁵⁷於蕃国使⁵⁸之辞也、といへる⁵⁹」である。また「校正局」に、「臣子これを称して「大漢」「大晋」と曰へども」とある。これに対応するのは、『国号考』「豊また大てふ称辞」の節の「もろこしの国にて、当代の国号をたふとみて、大漢大唐などいふ⁶⁰」である。

「校正局」と『国号考』とが対応する箇所は以上である。正確に細かくいえば、ほとんどの箇所に『国号考』から、より簡略な文を指摘することができる。したがって、幽谷が「校正局」で国号を考察する史料的な準備は、『国号考』にほぼ完備されていたのである。私が、幽谷は『国号考』を参照して、「校正局」の四不可の第一を書いたと認める所以である。

四 幽谷は『国号考』を参照した

私は右に指摘したように、幽谷は宣長の『国号考』を参照して、「校正局」四不可の第一を執筆したと思うのであるが、そう断言するには憚られる問題が、二点ある。第一に、幽谷は水戸学の始祖といわれるように、大学者であつたと一般に信じられている点である。第二に、幽谷と宣長とでは問題意識が違う点である。

寛政九年（一七九七）、幽谷はかぞえて二四歳の青年であつた。しかし、年齢は問題にしなくてもよい。幽谷は神童と称賛されたほどの、早熟の天才であつたからである。しかも「校正局」で国号を考察する典拠にしたのは、奈良・平安期の古典である。彰考館には当然、所蔵されていたであろうし、その編修であつた幽谷は、これらの古典に通暁していなければならなかつたはずである。

通曉すべき古典は古代のものばかりではなかった。『大日本史』が対象とした、南北朝以前のすべてであった。古代の古典は数すくない。天明八年（一七八八）一五歳で彰考館に入り、寛政三年（一七九一）一八歳で編修になった幽谷にとつて、古代の古典に通曉することは、十分に可能であったとみなさなければならぬ。そのうえ、私は「校正局」と『国号考』との対応関係を指摘したが、それはすべてにいえることではない。仏教関係の古典は『国号考』になく、対応関係がない。存在の疑わしい裔英「大日本伝」はともかくとして、『元亨釈書』は見落とせない。したがって、幽谷は独自の力で執筆したことは十分に考えられるのである。

さらに幽谷と宣長は問題意識が違っていた。幽谷は、我が国の国号は日本であつて、大日本ではないと論じた。これに対して、宣長は『国号考』で各種の日本の国号に関して考証した。そこで、より重要な点は、結論が違つてゐることである。幽谷の論旨は乱雑である。この点はあとで論じるとして、いわんとしていゝる要点は、次のように理解される。神武天皇以来、初期の天皇は「大和」に都したので、懿徳以下の四帝の名前には居地にちなんで「大倭」がついてゐる。国号を日本と定めたあとに編纂された『日本書紀』は、それを「大日本」と追書した。したがって、「大日本」とは畿内の大和の意味であると。

これに対して、宣長は着実に分析して、「やまと」には四つの意味があると指摘する。原義は畿内の大和であるが、神武天皇以来、都としたので、日本を意味するようになったと、第三節にも引用したが、次のように説く。

夜麻登といふは、もと畿内なる大和一国の名なるを、神武天皇此国に大宮しきませりしよりして、後の御代、の京も、みな此国内なりける故に、おのづから天の下の大名にもなれ

るなり。

さらに「やまと」は本州と都の意味にもなつたと、次のように述べてゐる。

そもく神代より、大八嶋国葦原中国などいひしに、其号をあげずして、生大日本としもいへけるはいかにといふに、かの二つの号は、八洲を惣たる大号なるに、これはそのうちの七洲をのぞきて、一洲をいふ所なればなり、かくて此一洲の大号は別になき故に、しばらく大日本とはいへり、夜麻登は一国の名なるが、天の下の大号にもなり、又一国の内にて、わきて京師をさしてもいひて、広くも狭くも用ひらるゝ号なるが故なり、

なお宣長は「倭」は中国では日本の意味であつて、畿内の大和を「邪馬台」などと呼んだと、次のように述べてゐた。

さて此倭字、もろこしより名づけたるは、大号のみにて、畿内のやまとをば、皇国人のいへるを聞てかけりとおぼしくて、後漢書魏志などは邪馬台、隋書北史などにも邪摩堆といへり、それでは宣長は、「大日本」の「大」をどう理解したかといへば、「称辞」ととらえて、次のように述べてゐる。

葦原中国秋津嶋などに、豊てふ言を冠らせて、豊葦原中国豊秋津嶋といひ、八嶋倭などには、大てふ言を冠らせて、大八嶋大倭といふ、これらの国号のみにあらず、凡て豊とも大ともいへる例多き、みな上つ代の称辞なり、

すなわち、「倭」日本」と「大倭」大日本」との意味上の違いを認めないのである。ただし、畿内の大和の読みは『和名抄』にあるように、「意富夜麻登」と読むべきだと主張する。その理由は「和」のみで「夜麻登」であり、朝廷は「大」を添えて「大和」としたからであると、次のように説いてゐた。

大和と書たるは、かならず意富夜麻登とよむことなり、和名抄に、畿内の大倭も、又その国の城下郡なる大和郷も、ともに於保夜万止とあるをもて知べし、(中略)たゞ夜麻登といふには、和字のみかけり、但し諸国の名、又郡郷の名、皆必二字に書べしとのお定なれば、畿内の国名、又その郷名には、必大字を添書て、意富夜麻登と訓ぞ正しかりける、

宣長の見解を念頭において、幽谷の論旨を点検してみよう。第一に、神武天皇以下の名前は大和に都したので、これにちなんで「大倭」がつけられているとは、懿徳以下の四帝には妥当であるが、神武にはあてはまらない。

第二に、『後漢書』の「大倭王、野馬台国に居る」の意味は、「日本の君主は野馬台に居住する」である。ここでの「野馬台」は畿内の大和である。これを幽谷流に「大倭」を畿内の大和とすると、おかしくなる。なぜならば、幽谷は次に、「倭」は「邪麻騰」であり、「野馬台」であるといひ、「古事記に、皆「倭」の字を用ひ、絶えて「日本」の字なし」と注記しているからである。すなわち、「野馬台」は日本の意味とするからである。この場合の『野馬台』は「魏志倭人伝」を典拠にしているのであるが、幽谷は「やまと」の用語の使用例を整然と使い分けていない。

第三点も同様で、幽谷は「親王は、神代紀の「大日本」の下において、注して曰く「日本、これを邪馬騰と云ふ。下これに倣へ」と述べたが、この注をつけた語は「大日本豊秋津洲」であり、この「大日本」は宣長も述べるように、本州の意味である。続けて幽谷は「日本の国の三諸山」を引用するが、「吾は日本国の三諸山に住まんと欲ふ」と、大己貴神の幸魂奇魂が述べた場所は、畿内の大和である。したがって、幽谷のように、「大日本」とは、畿内の大和の地を指して言ふ」と断言することはできない。

幽谷を大学者ととらえるのは、国体論を形成していったイデオログだからである。この意味においても、実は完成した思想家とはいえない、まとまった著作さえ残せなかつた人物であるが、歴史学者としてはおよそ評価するに値しないと私は認めている。

右の「校正局」の論旨も粗雑であるが、この論文が直接の目的とした書名の勅賜は光圀の意志であるとの論証も同様であった。『修史始末』によれば、それは安積澹泊に依拠している。その粗雑さはここでは詳論しないが、光圀の意志は光圀の言動によって証明されなければならない。しかし、光圀は『大日本史』編纂の構想や目的などに関して、ほとんどなにも語らなかつた。そのため光圀につぐ前期の権威である澹泊に依拠したが、この場合、少なくとも澹泊の発言の確実性が考察されなければならない。しかし、その作業はない。むしろ、光圀に信頼された澹泊の発言は光圀の意志を正しく伝えていと信じ込んで、澹泊の発言といえないものを澹泊の発言として依拠するのである。

幽谷は論理的でないだけでなく、日本の古典に関しても十分な知識をもっていなかつた。それを端的に物語るのが、塙保己一への原典校正の依頼である。寛政元年(一七八九)に『大日本史』紀伝を完成させるために、紀伝の校正を始めたときに、翠軒は塙に原典校正を依頼した。この作業は、享和元年(一八〇一)に幽谷が編纂事業の中心になったのちも、塙に依頼された。幽谷はこの塙の作業を、次のように『修史始末』で批判し、評価している。

一正按するに、史の得失は体裁いかんを顧みるのみ。博考して精選する、固より以て尚ふるなし。然るに瑣瑣たる異同、何ぞ悉く究むるにたらん。塙の議、髪を算へて櫛し、米を数へて炊くの類のみ。然るに数年の間に、遂によくその緒を竟

へ、後人の臆を以て潤色し、原書に悖るもの、皆以て訂正を加ふるをえれば、すなはち塙の功も、亦没すべからず。

幽谷は塙の厳密な校正作業をはなだ軽視していた。しかし、その意義は認めなければならなかった。そのために、事業の中心になっても塙に依頼したのである。ここで見落としてはならないことは、光圀以来の歴史学の伝統を誇る水戸藩の担当者として、幽谷は原典校正は塙がいなくとも、彰考館員の自分たちでできると考えなかった、もしくは決断できなかったことである。古典に関する自信がなかったからに違いない。幽谷が事業の中心になつてしたことといえば、「史の得失は体裁いかんを顧みる」作業、名分論的に一字一句が正しい表現であるかを確認する作業であった。しかし、日中の文化的・歴史の相違を無視したこの作業は、遅々として進展しなかつたのである。^⑤

幽谷は歴史学者として論理的でもなく、古典に通暁しているともいえない存在であった。彼はイデオロギッシュで決めつけの激しい、理論先行型の学者だったのである。そうした幽谷が古典を考察するとき、どのような方法を用いたであろうか。ふたたび第一節に引用した文政八年（一八二五）の青山拙齋宛書簡を引用しよう。

扱古事記伝之儀、先年一ト通繕閲候所、故事考証之為メ、和書数多類を以て引用之事杯見合候に便利なる事も有レ之、書写手へ相懸ケ、少々抄録等いたさ申候事も有レ之候。乍レ去其著書之人無識の男と存候。其議論ハ大に風教に有害候間、容易に人ニ示候儀ハ迷惑に存候程ニ有レ之候。

宣長の著作は古典を駆使しているので「考証」に「便利」であると評価している。ここでは『古事記伝』について述べているのであるが、ほかのたしかな学者の著作、またほかの宣長の書にも

敷衍しても間違ではない。もちろん、『国号考』にも適用できるとみなせる。幽谷は「校正局」の四不可の第一、国号を論じた部分を、『国号考』を参照して執筆したのである。なお『元亨釈書』からの引用に関しては、廃仏論者の幽谷が仏書に精通していたとは思えない。しかし、多士済々の彰考館にあつて、たとえば師の翠軒は仏事志の担当であつた。したがって、聞く機会があつたであろう。

もちろん、幽谷が宣長から学んだのは、史料的な問題のみではない。幽谷は否定するが、尊王を絶対化させた国体論を構築するために、第一節で述べたように、宣長の思想に大きく影響されたのであつた。

注

- (1) 藤田東湖になると、神儒一致の立場から儒教理論を尊重しつつも原理的には否定し、本居学を導入して道を天神の創造ととらえ、また「国体の尊嚴」を風俗に帰した。拙著『後期水戸学研究序説』（本邦書籍、一九八六年）、拙著『水戸学と明治維新』（吉川弘文館、二〇〇三年）を参照。
- (2) 文政八年六月二四日「青山拙齋宛藤田幽谷書簡」「貴重書解題」第十四卷、一三三頁、国立国会図書館、一九九一年。
- (3) 『下学瀕言』『水戸学全集』(2)（日東書院、一九三三年）、三〇一〜三〇五頁。「及門遺範」「幽谷全集」（吉田弥平、一九三五年）、七八六〜七八七頁。なお両書の内容的な違いに関しては、拙著『寛政期水戸学の研究』（吉川弘文館、二〇一一年）のII-4-4を参照。
- (4) 「及門遺範」前掲書、七八二頁。
- (5) 津田左右吉『文学に現はれたる国民思想の研究』第四卷、岩波書店、一九七〇年。なお引用は、四七五頁。

- (6) 尾藤正英「水戸学の特質」『水戸学』、岩波書店、一九七三年。なお引用は、五六四頁。
- (7) 渡辺浩『日本政治思想史』三〇九頁、東京大学出版会、二〇一〇年。
- (8) (3) の拙著、一二六～一二八頁。
- (9) 「校正局諸学士に与ふるの書」『水戸学』二二頁。
- (10) 『古事記伝』『本居宣長全集』第九卷、七～八頁、筑摩書房、一九六八年。
- (11) 「御意覚書」『水戸義公伝記逸話集』二〇三頁、吉川弘文館、一九七八年。
- (12) 「及門遺範」前掲書、七八七頁。
- (13) 水戸学の神道導入に関しては、(3) の拙著のⅡ―1―2を参照。
- (14) (3) の拙著の二二八・一九三・二九五頁。
- (15) 『修史始末』『幽谷全集』一一八頁。
- (16) 本節のこれまでの議論は、(3) の拙著のⅠ―3―5とⅠ―4―2を参照。
- (17) 「校正局諸学士に与ふるの書」前掲書、一七～一九頁。
- (18) 『古事記祝詞』一六八・一六九・一七一・一七二頁、岩波書店、一九五八年。『日本書紀』上、二二四、二二六、二二八、二三〇頁、岩波書店、一九六七年。
- (19) 『水戸学』二七頁。
- (20) 『日本書紀』上、五八四・五八五・五七六頁。
- (21) 『水戸学』一八頁。
- (22) 『日本書紀』上、八一頁。
- (23) (21) と同じ。
- (24) 『大日本史』(八)、卷之二百三十二～卷二百四十三、大日本雄弁会、一九二八年。
- (25) 『日本書紀』下、五六八頁。
- (26) 『水戸学』一八・一九頁の頭注。
- (27) 『水戸学』一九頁。
- (28) 『国書総目録』第五卷・第八卷・著者別索引、岩波書店、一九六七年・一九七二年・一九七六年。
- (29) 『本居宣長全集』第八卷「解題」、五四～五五頁、筑摩書房、一九七二年。
- (30) 同右書、第二卷「解題」、一六頁、筑摩書房、一九六九年。
- (31) 同右書、第八卷、四六七頁。
- (32) 同右書、四五一～四五二頁。
- (33) (34) 同右書、四六五頁。
- (35) (36) 同右書、四七一頁。
- (37) (38) 同右書、四六四頁。
- (39) 『魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝』一八七頁、岩波書店、一九五一年。
- (40) 『本居宣長全集』第八卷、四六九頁。
- (41) 同右書、四六七頁。
- (42) 同右書、四五二頁。
- (43) (40) と同じ。
- (44) (35) と同じ。
- (45) 『日本書紀』下、三五八頁。
- (46) 『大日本史』(八)、三三二頁。
- (47) 『日本書紀』下、四四頁。
- (48) 『大日本史』(八)、三二七頁。
- (49) (41) と同じ。
- (50) (51) 『本居宣長全集』第八卷、四六七頁。
- (52) 同右書、四七〇頁。
- (53) 菊池謙二郎「纂輯旨趣」『幽谷全集』所収。

- (54) 藤田東湖「幽谷先生略譜」同右書所収。
(55) (32)と同じ。
(56) 『本居宣長全集』第八卷、四五二～四五三頁。
(57) (37)と同じ。
(58) 『本居宣長全集』第八卷、四七〇頁。
(59) (35)と同じ。
(60) 『日本書紀』上の「大日本豊秋津洲」の補注(五五二頁)にも、「オホヤマトは本州の称」とある。
(61) 『日本書紀』上、一三〇頁。
(62) (3)の拙著のII四を参照。
(63) (3)の拙著のI一三―I五を参照。
(64) 『修史始末』前掲書、一一七頁。
(65) (3)の拙著のI一四―I四を参照。
(66) (2)と同じ。